

国の動向

- 令和5年12月22日、こども基本法に基づき、『こども大綱』を閣議決定
- 大綱は「少子化対策」「子ども若者施策」「子どもの貧困対策」を包含、目標・指標を明示
- 自治体は、大綱を勘案した一体的な『こども計画』を策定し(努力義務)、策定にあたっては子どもや養育者等の意見を反映させる措置を講ずるとされている

【こども基本法の目的】

◆全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境に関わらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現

高知県「こども計画」の策定イメージ

★策定義務 ●努力義務 ○任意

R5年度 先行改定 (こども計画に関連する内容を含む計画)		
計画	内容	審議機関
●まちひとしごと創生総合戦略 (デジタル田園都市国家構想総合戦略)	少子化対策	総合戦略推進委員会
○日本一の健康長寿県構想 ●地域福祉支援計画	子育て支援	社会福祉審議会 構想推進会議
★教育大綱 ●教育振興基本計画	教育充実、厳しい環境の子ども支援	総合教育会議 計画推進会議

国の『こども大綱』の内容を勘案

こども計画として一体的に策定する計画

計画名	主な内容	審議機関
少子化対策プラン	●次世代育成支援行動計画	少子化対策 少子化対策推進県民会議(任意)
	●子ども・若者育成支援計画	子育て支援、教育の充実、青少年健全育成 子ども・子育て支援会議(任意)
	★子ども・子育て支援事業支援計画	保育・教育の充実、地域の子育て支援 子ども・子育て支援会議(義務)
●子どもの貧困対策推進計画	生活支援、教育支援、保護者就労支援、子育て支援	児童福祉審議会(任意)
●ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭支援	児童福祉審議会(努力義務)
★子どもの環境づくり推進計画 (高知県子ども条例に基づく計画)	教育の充実、子育て支援、厳しい環境の子ども支援	子どもの環境づくり推進委員会(義務)

計画の策定・審議機関について

- 少子化対策推進県民会議の部会として、「こども計画策定部会(仮称)」を設置。
- 構成メンバーは、遊び・体験、保健・医療、児童福祉、警察関係、教育関係、労働関係、結婚支援、子育て支援、PTA、有識者の分野を代表する者など10名程度を想定。(包含する計画の審議機関の委員より1名は任命)
- 計画施行後(令和7年4月1日以降)高知県少子化対策推進県民会議を審議機関とし、進捗管理、計画の見直し等を実施。

R5						R6						R7		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	●部会設置		●委員委嘱	策定部会①		策定部会②				策定部会③		●12月議会 (パブコメ案報告)	策定部会④	●2月議会 (報告)
	意見聴取実施											パブコメ		
	素案作成													こども計画策定

こども計画策定部会の設置について

1 経緯

令和5年4月1日施行のこども基本法に基づき、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」に基づいた都道府県こども計画を策定するため、高知県少子化対策県民会議の下に計画の策定部会を設置するもの。

2 策定部会の設置(案)

(1) 部会の構成

遊び・体験、保健・医療、児童福祉、警察関係、教育関係、労働関係、結婚支援、子育て支援、PTA、有識者の分野を代表する者などで構成(別紙)する。

	分野
1	遊び・体験
2	保健・医療
3	児童福祉
4	警察関係
5	教育関係
6	労働関係
7	結婚支援
8	子育て支援
9	PTA
10	有識者

※県民会議の委員及びこども計画に包含する各計画(少子化対策総合プラン、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画、子どもの環境づくり推進計画)の委員を中心に10名を選出。

(2) 役割

令和6年度中に計画の内容等について審議する。